

プロジェクト 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について

項目 金利指標置換後の取扱いの再度の確認に関する論点の整理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第 40 号」という。）の公表時（2020 年 9 月 29 日）に、公表から 1 年後に再度確認することとしていた金利指標置換後の取扱いについて論点の整理をすることを目的としている。

II. 実務対応報告第 40 号の公表の経緯及び概要

実務対応報告第 40 号公表の経緯

2. 2014 年 7 月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められる中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が 2021 年 12 月末に恒久的に停止されることになった。

実務対応報告第 40 号は、ヘッジ会計の適用について、金利指標改革の影響のみに起因して、現行の金融商品会計基準等の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定め、うえでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることとしたものである。

実務対応報告第 40 号の概要

（対象範囲）

3. 実務対応報告第 40 号は、対象範囲について次のように定めている。（実務対応報告第 40 号第 3 項）

本実務対応報告は、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR を参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品を適用範囲とする。また、こうした契約条件

の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲とする。

なお、本実務対応報告公表後に、新たに LIBOR を参照する契約を締結する場合、その金融商品も適用範囲に含まれる。

なお、契約条件の変更又は契約の切替の内容が、契約が参照する金利指標を LIBOR から他の金利指標へ置き換えることに加えて、例えば、次のような変更である場合には「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当するとされている（実務対応報告第 40 号第 30 項）。

- (1) LIBOR と後継の金利指標の差分を調整するためのスプレッド調整
- (2) 金利指標の置換に伴う更改期間、日数計算、支払日、時価の算定方法等の変更

また、契約条件の変更又は契約の切替の内容に、例えば、次のものが含まれる契約条件の変更又は契約の切替は、「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」には該当せず、適用範囲外になるとされている（実務対応報告第 40 号第 31 項）。

- (1) 想定元本の変更
- (2) 満期日の変更
- (3) 貸出の仕組みの変更（例えば、証書貸付から当座貸越への変更）
- (4) 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更
- (5) 財務的な困難がある借手への譲歩
- (6) 取引相手の変更

（金利指標置換後の会計処理の概要）

4. 実務対応報告第 40 号は、前項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用している場合の会計処理について、金利指標置換前、金利指標置換時及び金利指標置換後に分けて定めている。ここでは、今回の再度の確認に直接関係する金利指標置換後の会計処理の概要を記載し、金利指標置換前及び金利指標置換時の会計処理の概要は別紙に記載する。

- (1) ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）

金利指標置換前において、本資料第 3 項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利指標置換時以後、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計を

継続することができる。また、当該取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる（実務対応報告第40号第14項）。

(2) 包括ヘッジ

金利指標置換前において、本資料第3項の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用していた場合、金利指標置換時以後、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで包括ヘッジの適用を継続することができる。また、当該取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、包括ヘッジの適用を継続することができる（実務対応報告第40号第18項）。

(3) 金利スワップの特例処理及び振当処理

金利指標置換前において本資料第3項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用していた場合、金利指標置換時以後、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理の適用を継続することができる（振当処理に関しても同様）。また、これらの特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる（実務対応報告第40号第19項）。

III. 論点の整理

5. 実務対応報告第40号は2020年9月に公表したが、LIBORの後継金利となる金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いと認識されていたため、実務対応報告第40号の公表から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定であるとしていた。
6. 前項に記載した金利指標置換後の再度の確認を行うにあたり、事務局で整理した論点は以下のとおりである。なお、以下の論点の整理を行うにあたり、財務諸表の作成者（一部の銀行業）に対して論点の照会を行っている。

（論点1）

実務対応報告第40号公表後に生じた事象

7. 2021年3月5日に、英国金融行為規制機構（英国FCA）は、LIBORの運営機関

(ICE Benchmark Administration ; IBA) が 2020 年 11 月に公表した市中協議における提案に基づき、LIBOR の公表停止時期等を確定するアナウンスメントを正式に公表した。その中で、米ドル建 LIBOR の翌日物、1 か月、3 か月、6 か月及び 12 か月物については、2021 年 12 月末ではなく、2023 年 6 月末をもって公表停止されることとされた。

論点

8. 米ドル建 LIBOR の後継金利への移行が、米ドル建 LIBOR 公表停止日（2023 年 6 月 30 日）までに行われず、当該公表停止日以降に行われる金利更改から後継金利へ移行することもあり得ると考えられる。この場合、LIBOR は先決め金利であるため、実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの期限（2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までとされており、3 月決算会社の場合には 2023 年 3 月 31 日となる。以下 3 月決算会社を前提に「2023 年 3 月 31 日」と記載する。）を超えた期間において、米ドル建 LIBOR を参照して利息が計算される取引が残ることとなる。

事務局の分析

9. 米ドル建 LIBOR についても、実務対応報告第 40 号の公表時点では 2021 年 12 月 31 日に公表が停止され、それまでに後継金利への移行が終了しているはずであった。今般、米ドル建 LIBOR 公表停止日が 2023 年 6 月 30 日まで延期されることとなったが、それでも実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの期限（2023 年 3 月 31 日）までは、後継金利の移行について追加で 1 年の余裕が生じることになる。
10. 本資料第 8 項に論点として記載したケースが仮に生じた場合は、追加的な特例的な定めを検討すべき可能性があるが、実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの期限（2023 年 3 月 31 日）までに後継金利への移行が間に合わないケースとして、どのような場合が想定されるか等について、分析を行う必要があると考えられる。

(論点 2)

実務対応報告第 40 号公表後に生じた事象

11. 本資料第 7 項に記載した LIBOR の公表停止時期に係るアナウンスメントと合わせて、英国 FCA は、代替金利指標への移行が困難な既存契約（タフレガシー）へのセーフティーネットとして、従来の円建 LIBOR の一部のターム物を含め、LIBOR の公表停止から 1 年間の 2022 年 12 月末までに限り、市場データを用い

て算出する擬似的な LIBOR（以下「シンセティック LIBOR」という。）を構築するための権限を行使することを 2021 年 9 月に公表した¹。

当該市中協議文書においては、シンセティック LIBOR は、日本円金利指標に係るターム物リスク・フリー・レートである TORF（東京ターム物リスク・フリーレート）に ISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）による、LIBOR から代替金利指標への置換に係る所定のスプレッド調整を加味したレートとして算出することが提案されている。

論点

12. 仮に代替金利指標への移行が困難な既存契約（タフレガシー）についてシンセティック円 LIBOR が用いられる場合、実務対応報告第 40 号における取扱いを明らかにする必要がある可能性がある。

事務局の分析

13. 以下の理由から、実務対応報告第 40 号を改正して取扱いを明らかにするニーズは乏しい可能性があると考えられる。

(1) シンセティック円 LIBOR については、既存の LIBOR と同様に「LIBOR」の名称を用いて公表される見込みであるが、既存の LIBOR とは異なり、本資料第 11 項に示したとおりターム物リスク・フリー・レートにスプレッド調整を加える形で算出がなされる予定である。よって、既存の LIBOR からシンセティック円 LIBOR への移行は、実質的に金利指標の置換にあたる可能性があるものと考えられる。仮に金利指標の置換にあたる場合、実務対応報告第 40 号では、金利指標置換後の特例的な取扱いを認める要件が定められており（実務対応報告第 40 号第 30 項、本資料第 3 項）、それに従うことになる。

(2) タフレガシーに該当する例は、国内では一般的に多くないものと想定される。

14. 今後、前項の事務局の分析について検討を行う。

（その他の論点）

15. 本資料第 6 項に記載した財務諸表の作成者（一部の銀行業）に対して行った論

¹ 2021 年 9 月に、我が国の日本円金利指標に関する検討委員会より、「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する市中協議」が公表されている。

点の照会では、以下の意見もいただいている²。これについては、論点1及び論点2の検討を行った上で、対応の必要性について検討を行う。

- 後継金利となるリスク・フリー・レートの特定期間や利用等の進捗状況は通貨ごとに異なる状況にあり、現時点では未だ不確実な点が多いと考えられるため、米ドル以外の主要通貨も含めて、実務対応報告第40号の特例的な取扱いの期限の延長を検討すべきではないか。

ディスカッション・ポイント

本資料第6項から第15項に示した論点及び事務局の分析についてご意見をお伺いしたい。また、本資料第6項から第15項に示した論点以外に、検討すべき論点があればお伺いしたい。

以 上

² この他、銀行業におけるオープン・ポートフォリオ・ヘッジに関する意見も頂いているが、これらについては、基本的には、これまで日本公認会計士協会の業種別委員会報告で取扱いが定められていたものである。

別 紙

金利指標置換前及び金利指標置換時に係る実務対応報告第 40 号の会計処理の概要

(金利指標置換前の会計処理の概要)

1. 金利指標置換前の会計処理に関する定め概要は、以下のとおりである。
 - (1) ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替に関して、本資料第 3 項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用している場合、金利指標置換前においては、金利指標改革に起因する契約の切替³が行われたときであっても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。また、この取扱いは金利指標置換時及び金利指標置換後においても同様である（実務対応報告第 40 号第 5 項）。
 - (2) ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）に関して、次のように定めている。
 - ① 本資料第 3 項の適用範囲に含まれる金融商品がヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するにあたって、金利指標置換前においては、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができる（実務対応報告第 40 号第 6 項）。
 - ② ヘッジの有効性の評価の事前テストに関して、本資料第 3 項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないと仮定を置いて実施することができる（実務対応報告第 40 号第 7 項）。
 - ③ ヘッジの有効性の評価の事後テストに関して、本資料第 3 項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、金利指標置換前においては、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッ

³ 契約の切替とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいうとされている（実務対応報告第 40 号第 4 項(2)）。

ジ会計の適用を継続することができる(実務対応報告第40号第8項)。

- ④ 本資料第3項の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用する場合、金利指標置換前においては、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ一様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを適用することができる(実務対応報告第40号第9項)。

(3) 金利スワップの特例処理等に関して、次のように定めている。

- ① 本資料第3項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用する場合、金利スワップの特例処理の要件のうち、変動金利に関する金利指標、金利改定のインターバル及び金利改定日並びに金利スワップの受払条件に関する条件を満たしているかどうかの判定にあたって、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができる(実務対応報告第40号第11項)。
- ② 本資料第3項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として振当処理を適用するに際し、金利指標置換前においては、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなすことができる(実務対応報告第40号第12項)。

(金利指標置換時の会計処理の概要)

2. 金利指標置換時の会計処理に関する定めは以下のとおりである。

- (1) ヘッジ会計の原則的処理方法(繰延ヘッジ)に関して、金利指標置換前において、本資料第3項の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、当初のヘッジ会計開始時にヘッジ文書で記載したヘッジ取引日(開始日)、識別したヘッジ対象、選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる(実務対応報告第40号第13項)。

以 上